

白根市スポーツフェスティバル



スポーツ講演会

白根市体育協会設立40周年記念

松岡修造 スポーツを語る!

- と き 2月25日(日) 午後3時開演(午後2時開場)
- と こ ろ カルチャーセンター メインアリーナ
- 入 場 料 無料(整理券が必要です。整理券のお求めは、カルチャーセンター・白根学習館・白根地区公民館・各地域生活センター・市役所市民生活課窓口へ)
- 抽 選 会 講師サイン入りグッズ、色紙などが当たります
- 託児所あり 対象児は満1歳~就学前で、定員は20人。おやつ代として200円が必要です。2月10日(土)までにカルチャーセンターへ申し込みください
- 主 催 白根市体育協会・白根市
- 問い合わせ カルチャーセンター ☎ 373-6311

夜の電話 中野孝次	
■とき 1月28日(日) 午後1時30分	■ところ 白根学習館
■取り上げる本 「夜の電話」 中野孝次・作(文藝春秋)	■時間 午後3時~3時30分
第3回「読書会」	
「おはなしのへや」へ おいでください	
1月20日(土)の 「おはなし会」は... おはなし「おにのよめさん」	
図書館員 は運行を休みます。	
ブックバス 1月・2月の降雪期	

県単医療費助成事業	
1月から、変わりました。	
■県老 8ページに掲載の老人保健制度加入者と同じ、一部負担額になります。薬剤の支給を受けたとき、今までその種類などに応じて負担していた薬剤一部負担金の、窓口負担はなくなります(その分を県老事業で負担します)。	
■県障・県親・県乳・県幼(県幼は入院のみ) 一部負担額は、今までと変わりません。	
外来一部負担金 (医療機関ごと)	1日につき530円 (月4回まで)
入院一部負担金	1日につき1,200円 (食事負担額は減額認定証を持つ人の助成)
訪問看護の利用料	1日につき250円
※県障・県親に該当する老人保健制度加入の人は上記の負担額で受診することができます	
■問い合わせ 保健福祉課(☎ 264-262) または、市民生活課保険係(☎ 208)まで	

講習会の講師の指導をサポートしてくれる、アシスタント約50人を募集しています。右記の講習の内容を初心者にアドバイスできる人で、1日3時間半程度協力できる人を求めています。※若干の謝礼を用意しています	
■アシスタント申込先・問い合わせ 中央公民館(白根学習館内) ☎ 372-5333, FAX 372-5513	■申込期限 1月31日(水)
「I.T.講習会」のアシスタント募集	
講習会の講師の指導をサポートしてくれる、アシスタント約50人を募集しています。右記の講習の内容を初心者にアドバイスできる人で、1日3時間半程度協力できる人を求めています。※若干の謝礼を用意しています	
■アシスタント申込先・問い合わせ 中央公民館(白根学習館内) ☎ 372-5333, FAX 372-5513	■申込期限 1月31日(水)

パソコンは初めてという人に朗報!

1,800人の
「I.T.講習会」

白根学習館では、1,800人規模の「I.T.講習会」を、国の施策として開催します。受講者の募集は次号で行いますので、パソコンやインターネットに興味のある人は奮って応募ください。自治会や各種団体、企業などで15人まとまって応募された場合は、貸し切り講習とバス送迎も行います。

■内容 パソコンの基本操作・ワープロ文章の作成・インターネットの利用・電子メールの送受信

■講習時間 1教室12時間(原則3時間×4回間で、約100教室の開催を予定)

■対象者 20歳以上の市民1,800人

■料 無料ただし、テキスト代は実費

■受講 申込期限 1月31日(水)

医療保険 1月から、ここが変わりました。

問い合わせ 市民生活課保険係 ☎ 208-9

①高額療養費の自己負担限度額

高所得の人や医療を受けることが多い人に、相応の自己負担をしもらうため、高額療養費の自己負担の限度額が見直されました。

高額療養費の自己負担限度額

平成12年12月31日まで		平成13年1月1日から	
住民税 非課税世帯	35,400円	住民税 非課税世帯	35,400円
一 般	63,600円	一 般	63,600円(医療費が318,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)
上位所得者		上位所得者	121,800円(医療費が609,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)

*上位所得者とは、住民税算定の基礎となる総所得金額が700万円程度以上の人を指します

4回目以降の自己負担限度額

過去12カ月以内に、同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は下記の金額を超えた分が支給されます。

平成12年12月31日まで		平成13年1月1日から	
住民税 非課税世帯	24,600円	住民税 非課税世帯	24,600円
一 般	37,200円	上位所得者	70,800円

②高齢者の患者負担

高齢者の医療費に関する意識を高め、相応分を負担してもらうために、高齢者の患者負担を定率1割負担(上限付き)とします。

老人保健で医療を受けるときの一部負担金

平成12年12月31日まで		平成13年1月1日から	
外 来	1日につき 530円 (月4回まで)	病院 定率1割負担 上限 200床未満の病院...3,000円/月 200床以上の病院...5,000円/月	院外処方の場合、医療機関と薬局でそれぞれ定率1割負担 ※定額負担の診療所では、薬局の負担はありません
入 院	1日につき1,200円 (住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人は1日500円)	診療所 1日につき800円(月4回まで)か 定率1割負担(上限3,000円/月) の、どちらかを診療所が選択	病院または診療所...1,500円/月 +薬局1,500円/月 200床以上の病院...2,500円/月 +薬局2,500円/月
老人訪問 看護療養費	1日につき 250円	一般... 住民税非課税世帯等... 住民税非課税世帯等で 老齢福祉年金を受けている人... 長期特定疾病患者...	37,200円/月 24,600円/月 15,000円/月 10,000円/月
高額医療費	—	同世帯に入院等で同月内に30,000円(住民税非課税世帯等は21,000円)以上を支払った老人保健対象者が複数いる場合、それらを合わせて37,200円(住民税非課税世帯等は24,600円)を超えたとき、その超えた分が支給されます。	—

③入院時の食事代の自己負担額

入院したときの食事代は、定額(標準負担額)を自己負担するだけで、残りは国保が負担しています。今回の改正では一般の人の自己負担額が変更になります。(住民税非課税世帯等については変更はありません)

入院時の食事代の自己負担額 (1日当たり)	
平成12年12月31日まで	平成13年1月1日から
一般 760円	780円

● 第4回室内2時間耐久レース

チームで何周走ることができるか、ランニングに挑戦してみませんか。

とき 1月28日(日) 午前9時30分受け付け 午前10時スタート ところ カラーランナー 参加費 1チーム3人以上5人以内(男女混合可) 参加料 1チーム1,000円

問い合わせ 今井 担当者 申込期限 1月20日(日) 主催 白根ジョギングクラブ 時間 13時30分受付開始 時間 1月27日(日) 3時30分受付終了 時間 1月28日(日) 3時30分受付終了

● 参加ください ● ●